

埼玉県住宅政策懇話会設置要綱

(目的)

第1条 社会経済情勢の変化や県民のニーズに対応した総合的な住宅政策を進め
るため、埼玉県住宅政策懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討する。

- 一 今後取り組むべき県の住宅政策の基本方向、施策の内容等に関するこ
と。
- 二 その他、県の住宅政策の推進上必要な事項に関するこ
と。

(組織等)

第3条 懇話会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、座長が招集する。

- 2 会議は、必要に応じて隨時開催する。
- 3 座長は、会議の議長となる。

(専門委員)

第6条 座長が必要であると認めるときは、懇話会に専門委員を加えることがで
きる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、都市整備部住宅課において処理する。

(設置期間)

第8条 懇話会の設置期間は、令和3年3月31日までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月8日から施行する。

別表

	氏 名	職 名
座長	大月 敏雄	東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻 教授
副座長	佐々木 誠	日本工業大学 建築学部建築学科 教授
	飯田 成寿	公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 副会長 (飯田観光開発株式会社 代表取締役)
	宇佐見 佳之	埼玉県住まいづくり協議会 会長 (近藤建設株式会社 代表取締役)
	斎藤 逸子	公益社団法人 埼玉県社会福祉士会 会員
	玉水 きみ子	公益財団法人 埼玉県老人クラブ連合会 女性委員会 副委員長
	藤本 秀一	国土交通省 国土技術政策総合研究所 住宅計画研究室 室長
	山本 美香	東洋大学 ライフデザイン学部生活支援学科 教授

(座長及び副座長以外は五十音順)